

					四	一	年	十	保存期限
					開	關			決裁指定
									決行指定
									參與官回付
									政務次官回付
									參與官回付
									決裁前
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省
									工
									尚
									法
									規
									定
									第
									一
									號
									壹
									二二六〇
									號
									受領
									番號
									受領
									前
									後
									連署統
									課名
									決行(決裁)後
									回覽(課名)
									起元廳(課名)
									審記者
									審案
									之
									省

陸普號

副官ヨリ別紙配賦箇所長官宛通牒

大正十三年七月改正度量衡法實施以来各方面商
工省宛「ノートル」法實行ニ開シ種々問合セ有之シ趣ニ
テ今般同省ヨリ之レカ参考ノ爲別冊「ノートル」法實行
上ノ注意ヲ送付セラレシニ付 部配賦ス

追テ別冊、主旨ニ基キ該法、實行促進ニ開シ可
然配慮相成度申添フ

陸普號五四九 漢三月廿六日

1647

1648

1648

1647

軍令部第一二二科の號

工局第三二〇七號

大正十五年十二月十七日

陸上省工務

陸軍省御中



大正十三年七月改正度量衡法實施以來各方面ヨリメートル法
實行上ニ關シ種々ノ開含有之誤ニ付爲糾參者別冊七百部及
御送付候間夫夫御配布ノ上實行促進ニ資スル極特ニ御配慮相
成度修也

大正十五年九月

一〇頁一六行四列
cm. 1. 49 h. 1. 49 w. cm. 1. 49 t. 1. 49
二二誤

ナル法實行上の注意

商工省工務局

1651

メートル法實行上の注意

一 緒 言

度量衡は文化の規範であつて、吾人の生活の統一はその制度にかかる事の大なる言を俟たぬ。しかるに我國は泰西文明の攝取に急なりし爲我國固有の尺貫法の外にメートル法（明治十九年メートル條約の加盟、廿六年採用）、ヤード・ポンド法（明治四十二年公認）等各その用途に従つて採用せられつゝある中煩雜にして實用上の不便忍び難きものありしを以て統一の必要起り、その結果從來の尺貫法に歸するよりむしろ世界的であり且種々の利便大なるメートル法こそ將來の世界的國家として好適なるを知り大正十年法律改正、十三年より之が實施を見たのである。爾來二年まだその實行の普及充分ならざるは過渡期に於ける生みの惱であつて、卒先實行したる者は未だ舊慣を墨守する周圍に累され却つて換算併用するの不便を忍ばねばならぬが此は如何なる時代に於ても先覺者の嘗める苦痛であつて之こそ大なる誤でなければならぬ。しかも此等の方面より何等不平の聲なく却つてその效用の多きを聞くは實に我等の意を強ふする所であつてメートル法専用は時代の要求なるを知り得るのである、而して遠からず猶豫期限も切れ取引又は證明上にメートル法以外の度量衡の使用が絶対に禁止された時一步の先行は非常な有利であることを思へば躊躇するものこそ氣の毒である。相共に一日も早く新制度に移つて後進を導き我國文化上的一大革新を完成せねばならぬ。

二 度量衡の名稱、略字、命位及用途の概要

二

種別	名稱	略字	命位	用途の概要
度	ミクロン ミリメートル センチメートル デシメートル キロメートル	μ m dm cm mm	千分の一メートル 百分の一メートル 十分の一メートル 千メートル 千八百五十二メートル	百萬分の一メートル 硝子の厚さの如き細小な長さに用ゐられる。(鳳毛の代り) 長さの他の長さに用ゐられる。(寸) 容量の基本であるリットルを定むる用ゐる場合の外長さの単位として用ゐられない。 長さの基本單位として最も普通に用ゐられる。(里・町・間・尺の代り) 長距離又は非常に長いものに用ゐられる。(里の代り)
面積	平方ミリメートル 平方センチメートル 平方デシメートル 平方キロメートル アーチル	km ² * m ² * dm ² * cm ² * mm ² 平* 平* 粔 糸 杆	km m dm cm mm 粧 糸 杆 米	百萬分の一メートル 硝子の厚さの如き細小な長さに用ゐられる。(鳳毛の代り) 長さの他の長さに用ゐられる。(寸) 容量の基本であるリットルを定むる用ゐる場合の外長さの単位として用ゐられない。 長さの基本單位として最も普通に用ゐられる。(里・町・間・尺の代り) 長距離又は非常に長いものに用ゐられる。(里の代り)
面積	百萬分の一平方メートル 一萬分の一平方メートル 百分の一平方メートル 百分の一百万平方メートル	基 本 本 本	海面の長さにのみ用ひられ。	特殊に狹少な面積の單位又は學術上、工業上の外普通には餘り用ひない。 學術上小さな面積のとき普通に用ひられる。 極めて特殊の場合にのみ稀に用ひられる。 面積の基本として最も普通に用ひられる。(歩・坪の代り) 大面積の場合は平方マイルの代りに廣大な面積のとき用ひられる。 山林・田畠又は水面の廣さに用ひられる。(町・段畝の代り)が適當

衡				量								ヘクタール				
力	ラ	ツ	ト	ミ	リ	グ	ラム	・	立	方	セ	ン	チ	メ	ー	トル
ct	t	kg	g	mg	kl	hl	I	dl	ml	m ³	dm ³ *	cc	cm ³ *	立米	ha	
—	瓶	瓶	瓦	瓦	升	升	立	升	升	—	—	—	—	—	—	
二百	千	キロ	グラム	千分の一	千	リットル	立	升	升	—	—	—	—	—	百アール	
ミリグラム	キロ	グラム	本	一キログラム	リットル	升	升	升	升	—	—	—	—	—	—	
寶石の重量に用ゐられる	非常に重いものに用ゐられる。英	（學術上又は特殊の場合に於て微少な重量の外餘り用ゐられない）	（比較的軽い重量のものに普通用ゐられる。匁の代り）	（重量の基本単位として普通に用ゐられる。貫、斤の代り）	（特に大量の液体の容積で全国の生産高の如きものに用ゐられる。）	（液体の大容量に用ゐられる。）	（液類などの取引にて容積の単位として最も普通に用ゐられる。斗。升の代り）	（小體と稱する程度の液類の取引に用ゐられる。）	（小體の代り）	（液体など普通に用ゐられる。）	（液体など普通に用ゐられる。）	（液体など普通に用ゐられる。）	（液体など普通に用ゐられる。）	（液体など普通に用ゐられる。）	（液体など普通に用ゐられる。）	（非常に廣大な面積の場合に用ゐられる。）

* 印を附したる略字は規定のものを基として便宜上表はしたものである

* 印を附したる略字は規定のものを基として便宜上表はしたものである

三 何故にメートル法専用に移らざるか

四

改正度量衡法實施後未だメートル法専用に遷らざるものの中には

(1) 既定の法令、文書及臺帖等改訂を要するものにして他との關係上即時斷行し能はざる事情あるもの

(2) 器具機械、圖書、臺帖等の改訂の爲に要する経費關係に因るもの。

(3) 殆ど経費を要せず直ちに實行し得るものにして免角六ヶ敷ものの如く誤解し憲劫がつて改訂の勢を執らざるもの。

(4) 猶豫期間を實行の延期の如く誤解し居るもの。

(5) 保守的にして故意に改正進歩を忌避するもの。

等がある。これ等の中

(1) の如く特別の事情あるもの又は、(2) の如く相當の経費を要するものに在りては即時斷行を望むも無理な註文であるから之等を豫想して猶豫期間を定め故障なく改遷し得るやう取計らつてあるのだが、此の意味を了解せず實行の延期の如く考へ何等特殊の事情なきに拘はらず漫然放置する向ふるは概嘆に堪へぬのである。故に直ちに實行し得るものに在りては寸時も猶豫せず之に移るべきは勿

論特別の事情あるもの又は相當の経費を要するものと雖も出來得るだけの手段をつくして一日も早く改正の本旨の達成を期すべきである。然らざれば猶豫期限満了間際に至り速成を望み経費を費すも間に合はず、しかも法は假借なく強制するを以て非常な窮地に陥る事になる、また國民中にはメートル法專用の何たるを理解せざるのみならず甚しきに至りては我國には古來慣用の度量衡あり外國のものを模倣する必要なしなど滑稽な國粹保存のはき違ひの意見を有するものすらある、これ等は極めて少數の人々に過ぎないのであらうが爲に實行者の進路を阻害し以て度量衡の混亂期を永からしむるので洵に遺憾である、改正法の便利なことを知り乍ら且何等経費も要せぬに徒に移り變りを六ヶ數ものなりと尻込みして荏苒着手に至らざるものに至りては寧ろ氣の毒になる次第である、以下章を改め實行上に關する注意事項を摘錄して参考に供したいと思ふ。

四 實行に關する注意數項

(1) 必要の長さ、容さ、重さをメートル法で計れ。

「定の長さを「メートル」と云ふのであつて三尺三寸を「メートル」と云ふのではない。而してその同じ長さを尺貫法で計つた場合に三尺三寸なのである。キログラム、リットルも亦同じ趣である。一メートルの長さが頭に入れば長さを計る場合毫も不便はないのである。一メートルの布の必要

には一メートルを買へば不都合はない。然るに必要な長さを計るに尺を用ひて三尺三寸必要である三尺三寸は一メートル、それ故一メートルの布を買ふと云ふことになるから事頗る面倒になる、之に端数のつく場合は想像するだに恐れ入る。

總じて何メートル、何センチメートルと云ふと直ぐ頭の中で此を何尺何寸と換算してその用途を計る、之ではメートル法實行は却つて不便であつて何時迄經つてもメートル法實行などは望めぬのである。過渡期である以上絶対に換算する場合を無くする譯にはゆかぬが、「必要の長さ、容さ、重さをメートル法で計る」と云ふ心持さへあれば換算範囲は驚くほど減少されるであらう。

例へば牛肉は從來百匁を單位とするのが普通の様でさるがメートル法實行だからと云つて換算の必要なき場合なのにそれを無理解に換算して三七五グラムとするから滑稽な事になるので、その代り一人前は百グラム位が適當である事を知つて（即ち必要をメートル法で計つて）三人なれば三百グラムと云ふ様になれば毫も面倒はない。

(2) メートル法は少もむづかしいものでない。

耳なれないメートル法の單位名稱は新たに外國語でも覚える様な恐れを抱く人があるが、倍コップ、ステッキ等はそんなに苦勞して覚えたものであらうか。

度量衡を通じて僅か二十七單位を記憶すればよい、而してその實体の觀念を得ればそれで完全にな

る、しかも差當り日常の用としては左の數種を知つておれば事を欠かぬ。

度 (量容)	長 さ
立方メートル、立方センチメートル、キロメートル リットル	メートル、センチメートル、キロメートル
キログラム、グラム トン	平方メートル、アール

其の他のものは各人その職業上の必要に應じて覺ねればよい。

(3) メートル法の度量衡器を使用せよ

(1) にのべた如くすべて物を計るにはメートル法によるためにも、また(2)にのべた如くメートル法度量衡の名稱を覺えるにもそして此等の實体をつかむにもその途は唯一つ即ちメートル法度量衡器を用ひる事である。

尺貫法やヤードボンド法の度量衡を使つて換算の廻り道をとつておては彼岸に達する見込はない。

(4) 換算せねばならぬ場合の心得

換算と云ふ事は忘れて了はねばならぬがしかし現在に於てはそのさけ得られぬ場合がある。此の場合には精密を要する特殊の場合を除き端数は〇、五に切りあげ又は切り棄て漸次端数なきあらはし方の出来る様に改訂する必要がある。又二個以上の換算數の合計を出す場合各換算數に於ける切り棄て又は切り上げの結果合計したる數が甚だ正確を欠く虞ある場合は合計に於て必要とする限度以下一位若くは二位迄算出して計算すればよい、例へば小數以下一位の合計を要する場合は各換算數を小數以下二位又は三位迄出して合計する様なものである。

(5) 單位の名稱はわかる程度に略してよい

キロメートル又はキログラムを單にキロ、センチメートルを單にセンチ、ミリメートル又はミリグラムを單にミリ、デシメートルを單にデシと云ふが如く、メートル、リットル、グラムを省略するも實用上間違の起らぬ場合は差支へない。例へば牛肉一キログラム(約一ポンド)を單に牛肉一キロ、牛乳二デシリツトル(約一合)を單に牛乳二デシと云ふが如き場合は省略するも誤りを來す虞がない。

(6) 單位の読み方と書き方

端数のないときは單位の名稱を數字の最後に付ければよいが、十五・三五メートルの如き端数あるものを讀むに十五奇令三五、十五點三五メートル又は十五コンマ三五では口調が面白くないから

何れもメートルを間に挿んで十五メートル三五と讀むと宜しいと思ふ、端數のみの場合例へば〇・三五メートルは零メートル三五と讀むのがよい。

(7) 単位の撰び方

表はさんとする物に應じて適當な単位を撰ばねばならぬが一般にはなるべく端數桁數の少くなる様なものを撰ぶがよい、しかし着物の寸法はセンチメートルを適當とするが故に百五十五センチメートルを以て表はし一メートル五デシメートル五センチメートルとか、又は一メートル五十五センチメートルとは云はぬ。即ち物に應じて適當なと云ふのが原則である。

(8) 二様の単位で表はし得るものについて

平方メートルとアール、立方デシメートルとリットルなど何れを用ふべきかに迷ふ事もあらうが其の用途によつて都合のよい様に撰ぶべきである。

(イ) 宅地の地積は平方メートルを用ゐることに諸外國の慣例が一致してゐる、これは建物の面積又は寸法等に關聯して都合がよいからであらう。

(ロ) 田畠、山材等の地積にはアール(ヘクタール)を用ゐることが適當である。此は大きな面積で平方メートルでは數の桁數は大きくなりすぎるからである。

(ハ) 容積を表はす場合學術工業上の研究には立方センチメートル(cc)、設計には立方メートルを

用ひて基礎寸法との關係を統一しておけば換算の手数がない。

(二) 酒、醤油其の他の液体、瓦斯体及紛状物の取引に於て容量を表はさんとするときは普通リツル（デシリツトル、ミリリツトル）を用ゐる。

(9) ✓ 單位の略字に就て

メートル法の単位の名稱を書き表はすには片假名で表はすを原則とするが、しかし場合に依りては略字を使用する方便宜であるから法規上略字を明定してゐる、即ち m km cm l kg t 又は米、町、立等がそれであつてそれぞれの慣用と用途によつて使用される、尙一言注意したきはトンを表はすにメートル法のトンはt又は砘と書くがヤード・ポンド法のトンは必ず英トン又英頓と書くこと及液体計量に用ゐる立方センチメートルを普通ccと書き又は唱ふることである。

(10) 商品其の他に用ゐられたる舊度量衡をメートル法に改むるに當りての心得

商品其の他の物に用ゐられたる舊度量衡をメートル法に改むるに當り一升二圓の酒をメートル法に換算すれば一リツトル八〇三九一に付二圓となり、百二十匁入りの罐詰は〇・四五キログラム、鯨尺二丈八尺の反物は十メートル六〇六一、十二間道路は二十一メートル八一八二となる、斯く多く端數を付することは實用上到底不便で仕方がないからなるだけ簡単なものになる様な方法をとる必要がある。左に一二の例を擧ぐれば

(イ) 慣用の度量衡を容易に改めがたきもの

反物の寸法、道路の幅の如きは種々の關係によつて略一定され商品の單價を替へるやうに容易に變更は出來ない、しかし一反の長さを十メートル、十二間道路を二十メートルの如く最初から理想的に端數を整理することは困難としても十メートル五とか、二十一メートル五とかに端數を取捨して漸次に整理する方法によるがよい。

(ロ) 商品の單價

商品の單價は分量に正比例するから變更も容易である、しかし一升二圓のものを一リットル（約五合五勺）一圓十一錢とすれば價格には全く變更は來さぬが需要者側より觀れば價が半減されたる如き誤解を起し更に量が約半減された事を知るときは欺された様な感があるからさしあたりに於ては原の量に似寄つて二リットル二圓二十二錢として漸次容器の改造を俟つて相當に定むるがよからう。

(ハ) 商品の容量又は正味量

從來の商品の樽、樽、罐等は殆ど升、匁、斤又はポンドを基として定められてゐる、之は正味量を僅か變更すればメートル法のものに改むることが出来る、例へば一斗樽（一八リットル〇三九〇四）は一割一分を増じ二十九リットル罐（これは外國にても用ゐられてゐる）、一升罐は二リッ

トル罐、四合罐は一リットル罐、一合罐は二デシリットル罐とし、一ポンド又は百二十匁入罐は一割一分を増して半キログラム又は五百グラム罐に改むることが出来る既に酒、醤油等の賣買に二リットル、一リットル、三デシリットル罐が行はれ牛乳の賣買に二デシリットル罐が行はれて居る。

以上の方針に依り容易にメートル法に移り得るもの頗る多い、而して是等の商品が日常絶えず各家庭に販賣され知らず識らずメートル法の實物教授となる譯でその効果の著しきものがあらうと思ふ。依てこれ等の商品を取扱はれる公、私團体又は組合等は一致協力して成るべく速に容量を改訂すると共に量目を表記し計量の正確を期したいものである。

(11) 猶豫期限に就て

度量衡法はメートル法度量衡の専用を強制してゐるが唯即時急激なる變移による混亂をさけるため官公署、電氣、瓦斯若くば水道事業、原動機を用ひたる運輸事業、鐵業法の適用を受くる鐵業事業、醫業、歯科醫業、獸醫業又は調剤業其の他原動機を用ひる重要工業については施行後二十年(大正二十三年六月末迄)其の他のものについては施行後二十年(大正三十三年六月末迄)の猶豫期限を認めて居るが、その期間漫然放置するも可なりと云ふのでない事勿論で猶豫期限と云ふものは最もメートル法専用に移りがたきものが最もゆっくりやつた場合の極限を切つて居るのである。

だから比較的専用に移り易いもの、又は移りにくひものでも努力を惜まなければ猶豫期限前にメートル法専用に移ることは可能のことであつて又しかし期待されることである。猶豫期限は実施の延期でない、而してその終了に至つて始めてメートル法専用に移れたと云ふが如きは精進の足らざるを恥ぢねばならぬ。

而して又メートル法以外の度量衡の目盛ある器物は大正二十三年六月末日限り検定を行はずして大正二十八年六月末日以後は右の器物は検定の効力を失ふを以て取引又は証明の用にはメートル法の度量衡器を以て計量せざるを得なくなりメートル法以外の度量衡を以て表はさんとすればメートル法の器物で計量したるものも一々換算せねばならぬ事になる、これはとても實行出來難い事となるから實際は施行後十五年を以てメートル法専用に移らざるを得なくなる、しかも實際に於て製作者の方面は検定廢止より以前にストックの生ずるをさけるため製造を打切るであらうから此の年限は更に短縮されるものと見なければならぬ。雨ふらざるに屋根をつくらふ用心が必要であらぶ。

四 メートル法専用の機會を利用し 此の際改訂すべき事項

(1) 商品建値の統一

商品の建値は地方に依りて異なるのみならず同種類の物にても仲間取引と一般取引、大口取引と小口取引とに依り異なるから取引上の錯誤を來しその敏活を欠くことも甚大である、此は我國の地勢、封建制の余波及交通機關の不備等に原因したものであらうが、萬國比隣の今日に於て地方に依り其の建値を異にせるが如きは商取引延ひては國家經濟の上に及す損失莫大であるから此の統一は一日も早くせねばならぬが丁度メートル法の専用に當つて商品量目及容器の改訂を行はねばならぬ今日に於て之を爲すは最も時宜に適してゐる。

(2) 容量取引より重量取引へ

我國は歐米諸國と異なり容量取引が多く穀物は勿論甚しきは野菜に至る迄樹目で取引を行つてゐる。然るに近頃重量取引の方が正確なる事が認めらるるに至り白米の如きも漸次重量取引にかはりつつある、かかる事情でメートル法の専用に當り從來の樹量取引に於ける升、石をメートル法の樹量リットルに改めても近い將來には更に此を重量のキログラムに改進せねばならぬから此の際直ちに樹量の升石より重量のキログラムに改めるのが當然である。

(3) 度量衡器の改良

從來我國に廣く用ゐらるる度量衡器の中木、骨製桿秤及木製液用桿の如きは其の材料、構造等不適當なるが爲耐久力に乏しきものが多い。これ等は他に適當なるものを撰んで改める必要があるが

らこれ又此の際改善して計量の正確を期すべきである。

(4) 統計に用ゐる度量衡の一一定

現今官公署其の他一般に公表さるる統計中に用ゐらるる度量衡の単位は里、町、間、尺、貫、匁、ヤード、ポンド、ガロン、メートル、リットル、グラム、ピクル等種々雜多で相互の連絡なく比較も容易でなく應用せんとするも甚だ不便で殆んど統計の用をなさぬ場合が多いからこの統計上に於てもスートル法度量衡のみを用ひる様にせねばならぬ。

(5) 計量単位の統一

各方面に於て用ゐらるる溫度、壓力其の他の計量、單位の如きも從來頗る混亂して居るが一般生活に對する關係が度量衡程密切でない爲社會の注目を惹かない、しかしながら學術上、工業上に於ては重要な問題であるから此の際度量衡に準じて統一する必要がある、殊に溫度計の如きは氣温を計るに華氏、体温を計るに攝氏を用ひて居るが、これ等は宜しく人体を標準として氣温も計り得るやう攝氏系統に統一すべきである。

499T

保存期限	十年	決裁指定	件名	陸軍省	受領號	件名	受領號	決裁後
參與官回付								
房官大臣	課局主務	大臣						
了結	領受	號番						
大正	大正	昭和二年三月三日	一連	次官	政務次官	參與官	書記官	審案筆記者
年月日	年月日	年月日	帶連	高級副官	主務副官 宣房御用掛計			
(裁決行後)	(裁決行後)	長局	主務	主務副官				
長課	課長	課長	課長	主務課員				
長課	課長	課長	課長	主務課員				
長課	課長	課長	課長	主務課員				

1668

陸普號

副官ヨリ第十六師團副官宛通牒

二月一日附庚發第六九流通牒ニヨル首題ノ件別冊三部送
附ス



四

軍

1669

支第ニ六〇

第六師團司令部
庶務課第
六九號

メートル法實行ニ關スル件 通牒

第十六

第十六師團副官齊藤春三

官之印

昭和貳年零月壹日
陸軍省副官中村孝太郎殿
昭和二年一月十九日附陸普第五四九號ヲ以テ配布
セラレタル首題ノ注意書ノ配布區分ニ依レハ衛戍
病院一部配當セラレアル久因部入用ニ付キ尙三部
配知相成度



支那戰爭別冊

1670

陸軍省

2860

軍

三部 衛成 配布

之印副六

2月11日

0291

別冊、薄牛糞、水没せらる、御馬、
御馬上、衛成酒邊、一二九、三一配
但、本而御酒、計、未、薄牛糞、水没せ
ラル所、未、と、未、13後、た、號、し

